

報 告 事 項

令 和 7 年 3 月 定 例 会

令和 7 年 3 月岡崎市議会定例会報告事項目録

報告番号	件名	ページ
10	和解及び損害賠償の額を定める専決処分について	5

令和 7 年報告第10号

和解及び損害賠償の額を定める専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第 1 項の規定に基づき、別紙専決処分書のとおり専決処分した。

同条第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年 3 月 21 日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

専 決 処 分 書

議会の権限に属する事項中、市長の専決処分事項（昭和32年3月26日議決）により指定された和解による法律上市の義務に属する損害賠償の額を定めることについて、次のとおり専決処分する。

令和7年3月11日専決

岡崎市長 内 田 康 宏

1 事故の概要

(1) 日時

令和7年1月13日午前9時55分頃

(2) 場所

岡崎市下青野町字天神地内

(3) 内容

岡崎市地域福祉センターの指定管理業務において、デイサービスを利用するため送迎車両で施設を訪れた相手方が、送迎車両から降車後、他の利用者とともに徒歩で施設へ向かっていたところ、職員の必要な介添えが無かったためバランスを崩して転倒し、左側頭部等を負傷した。

2 損害賠償額

15,143円

3 和解条項

- (1) 岡崎市及び指定管理者と相手方は、本件事故により、相手方に金15,143円の損害が発生したことを相互に確認する。
- (2) 岡崎市及び指定管理者は、相手方に対し、本件事故に関する損害賠償債務として、金15,143円の支払義務があることを認め、これを支払う。
- (3) 金15,143円は、指定管理者が保険契約に加入する保険会社から、相手方が指定する口座に支払う。
- (4) 本件和解のほか、相手方及び指定管理者・岡崎市間には、本件事故について一切の債権債務関係がないことを確認する。

